

**三陸復興いわてまるごと首都圏プロモーション事業  
企画運營業務**

**業務仕様書**

**令和 8 年 2 月  
岩 手 県**



<いわてのまるごと>

<p><b>ア 三陸復興・観光・暮らし</b> 東日本大震災津波から 15 年目となる現在の三陸復興の様子や、みちのく潮風トレイルや三陸鉄道などの沿岸エリアをフックとした周遊・滞在型観光の促進、いわての暮らしをイメージできる情報発信を併せて行い、交流人口の拡大を図る。</p> <p><b>イ いわての食と県産品物販</b> 首都圏居住者や訪在日外国人にいわての食を体感してもらい、いわての美味しいを広げると共に豊かな資源を PR し、首都圏にて、いわての「食」「県産酒」などの認知度向上を図る。</p> <p><b>ウ いわての文化</b> 伝統芸能や工芸品などの岩手の優れた文化を PR し、首都圏での認知度向上を図る。</p>
--

- ② 本業務の実施にあたっては、県、関係機関団体及び企業等と密接に連携を行うこと。
- ③ 実施に係る謝金や旅費、材料費、その他経費は委託料の中で負担すること。
- ④ 関係法令やイベント会場の使用ルール等を遵守すること。

(2) 運営

① 会場設計

ア 「三陸復興・観光・暮らしブース」、「いわての食と県産品物販ブース」、「いわての文化ブース」及び「伝統芸能披露ステージ」を設けることとし、イベント会場の具体的な活用方法を企画すること。

ブース名	内容（想定）
三陸復興・観光・暮らしブース	みちのく潮風トレイルやスキー場のインバウンド向けプロモーション、移住・定住・UI ターン情報発信、三陸復興 15 年パネル展示 等
いわての食と県産品販売ブース	県産品販売、GI 岩手の日本酒・クラフトビール PR 販売 等
いわての文化ブース	伝統工芸品の展示販売・リーフレット配布、世界遺産パネル展示 等
伝統芸能披露ステージ	県内で活動する団体（3 団体程度、各 10 名程度）による伝統芸能披露 等 注 参加団体については県と協議のうえ決定すること。 なお、沿岸地域で活動する団体の参加を必須とし、地域バランスについて考慮すること。

注 各ブースで使用する展示パネルやパンフレット等は県において用意するものとする。

イ 来場者が岩手にゆかりのある食べ物を楽しめるよう、飲食事業者（キッチンカー等）を手配すること。

ウ 「いわてのまるごと」を体感できる空間づくりのため、会場装飾に工夫を行うこと。また、会場内に適切な案内表示を施すことで、企画内容や回遊ルール等の理解を促すこと。

エ 会場使用料等（税抜き 360 万円を見積りに計上すること）及びその他必要な備品や装飾品等は、原則として受託者が調達し、経費は委託料で負担すること。ただし、「4 契約に関する条件」に定める「(8) 財産取得の制限」に留意すること。

注 会場使用料等には、令和 8 年 7 月 12 日（日）21:00 から 22:00 までの延長料金、外周フェンス、カラーコーン、音響立会費、照明立会費を含む。

オ 会場設営・準備や撤収を行うこと。

注 会場への資材搬入は、イベント準備日から可能となるため、事前の搬入はできないこと。

イベント期間中発生したごみは、イベント実施者において回収する必要があることから、清掃費用及びごみ処理費用を見積りに計上すること。

## ② イベント等の企画・運営

- ア イベントの円滑な運営のため、適切な人員配置を行うこと。  
また、総合司会者を1人以上手配すること。  
注 使用期間中、責任者又は責任者を代理する者は必ず会場内に常駐すること。
- イ 来場者に会場内の回遊を促すため、会場図やタイムスケジュール等を明記した情報提供を行うこと。
- ウ 「1 本業務の目的」を踏まえ、多くの人が参加したいと思うイベント（例 クイズ、参加型など）を企画すること。  
なお、企画にあたっては「いわてのまるごと」に関連した題材を取り入れること。
- エ 急激かつ偶発的な外来の事故による傷害補償、機材・展示品への動産補償、会場施設の財物損壊補償、以上を補償する保険を付保した提案とすること。  
（例 突風のため仮設テントが倒れ、来場者にケガをさせてしまった場合の補償 等）  
また、「伝統芸能披露ステージ」において披露する伝統芸能等のうち、来場者の参加が見込まれるものについては、来場者が熱中症となった場合を補償する保険を付保した提案とすること。

## (3) 広報

### ① 共通事項

- ア 「1 本業務の目的」を達成するため、効果的な広報施策（最適な媒体、手法、実施時期、実施回数等）を提案すること。
- イ 参加申込を必要とするイベントについては、事前に広報を行い、参加人数を確保できるよう努めること。
- ウ 出演者、出展者や来場者等からの情報発信・拡散が行われるような工夫・働きかけを行うこと。  
出演者及び出展者が実施予定の誘客促進施策に対して、可能な限りサポートを行うこと。

### (4) 事前準備・連絡調整

- ① 県と協議の上、出展者や出演者等との調整を行うこと。
- ② 出展者が物販、飲食物提供を行うことができるよう、関係諸官庁への届出等を行い、現地販売の準備・調整を適切に行うこと。
- ③ 各ブースにおいて県が用意する展示パネルやパンフレット等については、集約のうえ発送及び返送を行うこと。

### (5) 効果分析・実績報告

- ① 本事業の効果分析のため、「いわてのまるごと」をどの程度PRできたか、出展者及び来場者に対しアンケートをとるなどの工夫を行うこと。
- ② 当日の記録や、改善案等を盛り込んだ実績報告を作成すること。
- ③ 契約額の支出内訳がわかる収支報告書を提出すること。

### (6) 自由提案

上記のほか、実施効果を高めるための有効な方策等があれば提案すること。なお、自由提案の実施に要する経費も「企画コンペ実施要領」で定める委託料の上限額の範囲内とすること。

## 4 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告し、発注者の承諾を得なければならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」②により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

### (3) 第三者の権利侵害の禁止

受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。

また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。

### (4) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

### (5) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

### (6) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (7) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年岩手県条例第 63 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

### (8) 財産取得の制限

本業務の委託費によって、備品等（性質又は形状を変えなく比較的長期（概ね 1 年以上）にわたり通常の使用に耐えると認められる物で、特に指定するものを除き、その取得価格又は評価額が 5 万円以上の物）の財産を取得することは原則として認めない。

### (9) 急激かつ偶発的な外来の事故により第三者等への損害が生じた場合

急激かつ偶発的な外来の事故により第三者等への損害が生じた場合、発注者は「3 業務内容」(2)②エに基づき補償される額を控除した額を負担する。ただし、その損害のうち受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

### (10) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

## 5 その他留意事項

(1) 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。

(2) 特定の個人への飲食費・販促品提供費の支給などそれに類する経費については、本委託料の対象外となること。

(3) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者が協議して定めるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とする。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、受注者自ら取得し、又は作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後、速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(個人情報の運搬)

第11 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第12 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理

由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手段及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 13 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第 14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 15 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。